

登録実施要領

平成24年12月 1日制定
平成25年12月 1日一部改定
平成26年 3月 1日一部改定
平成28年 2月 4日一部改正
平成29年 2月 4日一部改正

長野陸協登録については、次に記載する方法で行います。各支部陸協、中学、高校の担当者、会員・選手一人ひとりが良く理解して、期限内に手続きを完了してください。

1 審判員登録

(1) 登録手続き、期日など

- a. 必ず各支部に所属すること。
- b. 所属支部は、原則として本人の現住所又は勤務地のある郡市町村を所管する支部であること。
- c. 登録は各チーム責任者が、WEB 登録を行い各支部の承認を得る。
- d. 登録期限は、原則として7月末日までとする。

(2) 各支部登録番号

飯 伊	A0001～A9999	安曇野	H0001～G9999	中 高	P0001～P9999
上伊那	B0001～B9999	大 北	J0001～J9999	上水内	Q0001～Q9999
諏 訪	C0001～C9999	千 曲	K0001～K9999	上 田	R0001～R9999
塩 尻	D0001～D9999	長野市	L0001～L9999	佐 久	S0001～S9999
木 曾	E0001～E9999	須 坂	M0001～M9999		
松 本	G0001～G9999	飯 水	N0001～N9999		

2 競技者登録

(1) 中学生の登録

- a. 各中学の責任者が指定された期間に WEB 登録を行い、承認を得る。
- b. 登録料は郵便振替で納入する。
- c. 登録番号は別に定める各中学校の番号(男女別)を3年間利用する。番号が足りない場合は、中学校陸上専門委員長に問い合わせ充当すること。
- d. 登録及び登録料納入期限は、原則9月末日までとする。

(2) 高校生の登録

- a. 各高校が指定された期間に WEB 登録を行い、高体連陸上専門部から承認を得る。
- b. 登録番号は別に定める各高校の番号(男女別)を3年間利用する。番号が足りない場合は、四地区高校陸上専門委員長に問い合わせ充当すること。
- c. 登録期限はその年度当初連絡する。

(3) 大学生の登録

- a. 学生競技者の登録は「日本学生陸上競技連合に関する規程」に基づいて行われる。(各大学から地区学連へ登録し、後日長野陸協へ登録料1,500円を納入する。)

(4) 一般競技者の登録

- a. 必ず各支部へ所属すること。
- b. 団体責任者が、WEB 登録を行い各支部の承認を得る。
- c. 審判員を兼ねる競技者は、審判員の登録料とする。
- d. クラブ又は職域登録は5名以上であること。
- e. 団体(クラブ)名は適切なものを使用する。(日本陸連で使用不可の場合がある。)
- f. チーム内が支部にまたがる場合は、備考欄に所属支部名を入力すること。
- g. 各種大会申し込み締切日までに登録の申請のないものは出場できない。(やむを得ず間に合わない場合は総務委員長に問い合わせること)

3 登録料、データバンク料について

- ①登録料 審判員 3,500 円
競技者 一般 2,000 円、大学生 1,500 円、高校生 1,000 円、中学生 500 円
団体登録料 (1 団体) 10,000 円
- ②データバンク料
データバンク料は①の登録料に含む

4. 審査料

審判員の新規取得、昇格審査料は、一律 3,000 円とし、審査申請時に納入する。審査料は、審査が不合格の場合も返却しない。

5. 登録問合せ先及び登録料の送り先

(1) 問合せ先

長野陸協・庶務部長 (具体的な連絡先は長野陸協事務局へお問い合わせ下さい。)

(2) 登録料の納入先

ゆうちょ銀行記号 11190 番号 29179401
長野陸協総務委員会 (ナガノリクキョウソウメイインカイ)

他銀行からの場合

ゆうちょ銀行店名 一一八 (イチイチハチ) 店番 118
預金種目 普通貯金
口座番号 2917940

附 則 本要領は平成 29 年 4 月 1 日より実施する。

賛助会員入会要領

平成 24 年 12 月 1 日制定

(賛助会員)

第 1 条 賛助会員は、この協会の活動に賛同した次の者をいう。

- (1) この協会の事業に対して、協賛している法人またはその代表者
- (2) この協会の運営に対して、毎年 1 口以上 (法人 1 口 10,000 円・個人 1 口 5,000 円) の賛助金を納入した法人または個人

2 この協会の会員も前号の条件を満たせば、賛助会員となることができる。

(便 益)

第 2 条 賛助会員は、次の便益を受けることができる。

- (1) 助会員章の贈与
- (2) この協会の主催する主要競技会への招待
- (3) その他この協会の会報等の提供

(入会手続き)

第 3 条 賛助会員となろうとする者は、「入会承諾書」に署名、押印の上この協会総務委員長に入会金を添えて申し込む。

2 入会次年度からは総務委員長が賛助会員に宛て「会費納入通知」をし、会費を納入する。

附 則

本要領は平成 24 年 12 月 1 日から施行する。